

相模原市自主防災組織育成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の規定及び相模原市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織とは、地震若しくは風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、地域住民が自主的に結成し運営する単位自主防災組織及び地区連合自主防災組織をいう。
- (2) 実施機関とは、危機管理局、地域包括ケア推進部、保健衛生部、環境経済局、緑区役所、中央区役所、南区役所、教育局、消防局、相模原消防署、南消防署、北消防署及び津久井消防署をいう。
- (3) 協力機関とは、消防団をいう。
- (4) 防災指導員とは、実施機関の長が指定する職員等及び消防団員をいう。

(単位自主防災組織の認定基準)

第3条 単位自主防災組織の認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会を単位として結成されていること。
- (2) 別表第1第1号の表に例示する組織を編成し、かつ、同表に例示する役割分担に基づいて活動していること。
- (3) 市長に単位自主防災組織編成(変更)届出書(第1号様式)を提出していること。

(地区連合自主防災組織の認定基準)

第4条 地区連合自主防災組織の認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地区自治会連合会を単位として結成された単位自主防災組織の連合組織であること。
- (2) 別表第1第2号の表に例示する組織を編成し、単位自主防災組織間の連携を図り、広域的な防災訓練及び啓発活動等を実施することを目的としていること。
- (3) 市長に地区連合自主防災組織編成(変更)届出書(第2号様式)を提出していること。

(活動の連携等)

第5条 単位自主防災組織は、面積、世帯数、地域事情等から判断し、防災活動の効果的な運営を行うため、2以上の単位自主防災組織が相互に連携し、又は地域単位で分割し活動することができる。

(指導育成指針)

第6条 市長は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを支援するとともに、結成後においては、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう適切な指導及び助言を行う。

(業務)

第7条 実施機関及び協力機関が行う自主防災組織の育成指導に関する業務は、別表第2のとおりとする。

2 実施機関及び協力機関は、前項に規定する業務を積極的に実施するとともに、相互に協力する。

(編成の支援)

第8条 市長は、地域における自主防災組織の編成に当たっては、自治会及び地区自治会連合会との連携のもと、地域における防災意識の高揚を図り、その編成を促進するとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう必要な指導及び助言を行う。

(活動の指導)

第9条 市長は、自主防災組織の活動が円滑に行われるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(活動助成)

第10条 市長は、自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要とする助成事業を行う。なお、助成事業については、別に定める。

(訓練の実施)

第11条 自主防災組織は、自ら地域における防災訓練を計画し、及び実施するとともに、市が主催し、又は共催する総合防災訓練等に参加し、及び協力するように努める。

2 防災指導員は前項に規定する訓練等の実施に関し、必要な指導及び助言を行う。

(訓練の申請)

第12条 自主防災組織は、地域における防災訓練等を計画し、及び実施する場合は、市長に防災訓練等実施申請書(第3号様式)を提出する。この場合において、市長は訓練等の実施に関し必要な指導及び助言を行う。

(組織の変更申請)

第13条 単位自主防災組織の長又は地区連合自主防災組織の長は、届け出た内容に変更が生じた場合、単位自主防災組織編成(変更)届出書(第1号様式)又は地区連合自主防災組織編成(変更)届出書(第2号様式)により、市長に届け出を行うものとする。

(協議会の設置)

第14条 市と地区連合自主防災組織相互の連絡調整機関として、相模原市自主防災組織連絡協議会を置く。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前において、相模原市自主防災組織防災器材等助成要綱(昭和54年6月1日施行)により、自主防災組織編成届を提出している組織にあっては、第3条の規定に該当するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

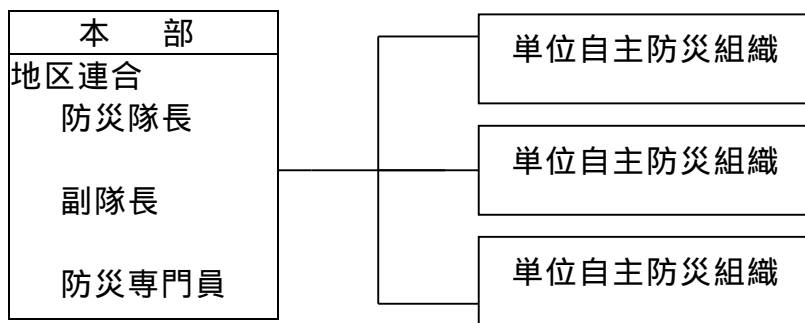
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条・第 4 条関係)

(1) 単位自主防災組織の編成

本 部	活 動 班	役 割 分 担
隊 長 副 隊 長 防 災 部 長	情報収集・伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の災害情報等を収集し、地区連合自主防災隊本部(現地対策班)、消防機関等へ伝達・通報 ・ 市や防災関係機関からの情報を住民に伝達
	初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止の呼びかけ ・ 組織的活動による初期消火 ・ 被害甚大地域への消火活動協力 ・ 残火処理や警戒活動の実施
	救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下敷きになっている人等の救出 ・ 応急手当と救護所への搬送 ・ 被害甚大地域への救出・救護活動協力
	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所や広域避難場所等への避難誘導 ・ 避難者の安全確保、安全確認
	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所設営に向けた協力 ・ 避難所運営本部の立上げ ・ 食料、物資、水等の供給と炊き出しの実施 ・ 仮設トイレ、ごみ集積場等の設営
	給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水、生活必需物資の調達と被災者への供給 ・ 炊き出しの実施
	災害時要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の安否確認 ・ 災害時要援護者各人の要望に沿った支援活動の実施

(2) 地区連合自主防災組織の編成



実施機関及び協力機関の業務

実施機関等	具体的業務
危機管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・防災思想の普及及び啓発に関すること。 ・実施機関等との総合調整に関すること。 ・自主防災組織の育成計画に関すること。 ・防災リーダーの育成に関すること。 ・訓練指導担当部との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織の助成計画に関すること。 ・起震車の運用管理等に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
地域包括ケア推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、災害時要援護者支援等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
保健衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・救護、避難所運営、給水等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
環境経済局	<ul style="list-style-type: none"> ・食料供給等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
緑区役所 中央区役所 南区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、情報収集・伝達、避難誘導等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。 ・自主防災組織の助成事務に関すること。
教育局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
消防局 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達・初期消火、救出・救護、避難誘導等の防災訓練指導に関すること。 ・防災指導員の指導育成及び派遣に関すること。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成に関し協力すること。 ・防災訓練等の指導に関し協力すること。

単位自主防災組織編成(変更)届出書

年 月 日

相模原市長殿

届出者 名称 _____
役職名 _____ 氏名 _____

次のとおり編成(変更)したので届出します。

1 単位自主防災組織の名称

_____ 自主防災隊
隊長氏名 _____

2 構成世帯数

_____ 世帯 (4月1日現在で記入)

3 添付する書類

(1) 役員名簿(裏面)

4 一時避難場所 (* 必ず御記入願います。)

(施錠されている施設や私有地などの場合は、管理者の了解を得てから、御記入ください。)

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

名称 _____ 所在地 相模原市 _____

* 一時避難場所；各自治会が指定する、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守る場所

5 避難所倉庫鍵保管者 (* 必ず御記入願います。)

役職名 _____	住所 _____
氏名 _____	電話番号 _____
役職名 _____	住所 _____
氏名 _____	電話番号 _____

第1号様式 (第3条・第13条関係)

役職名(自主防災隊)	氏名	住所	電話番号
隊長		相模原市 区	()
副隊長		相模原市 区	()
		相模原市 区	()
防災部長		相模原市 区	()
		相模原市 区	()
情報連絡班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
初期消火班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
救出・救護班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
避難誘導班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
避難所運営班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
給食・給水班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
災害時要援護者支援班長 (班員数 名)		相模原市 区	()
		相模原市 区	()

名簿は、自主防災隊役職名の各班長以上の方について記入してください。また、上記以外の組織の場合は、実態に応じて記入してください。

防災部長は、できる限り長い任期としてください。また、可能な限り消防関係の経験者や、地域団体のリーダーなどから選任してください。

女性の積極的な参画をお願いします。

地区連合自主防災組織編成（変更）届出書

年 月 日

相模原市長 殿

名称 地区自治会連合

会

届出者

役職・氏名

次のとおり編成（変更）したので届出します。

1 地区連合自主防災組織の名称

地区連合自主防災隊

2 地区連合自主防災隊役員

役職名	氏名	住所	電話番号
隊長		相模原市	
副隊長		相模原市	
		相模原市	
		相模原市	
		相模原市	
防災 専門員		相模原市	
		相模原市	
		相模原市	

防災訓練等実施申請書

相模原市長 殿		年 月 日	
申請者		名称 _____	
		住所 相模原市 _____	
次のとおり申請します。		役職 _____ 氏名 _____	
		連絡先電話番号 (_____)	
	訓練区分 (該当にレ印)	単位自主防災組織 地区連合自主防災組織	避難所単位 地域団体等
日 時	年 月 日 ()	自 時 分 至 時 分	雨 天 時 実施 中止
場 所	相模原市 _____ 名称 _____		
参加者	主催責任者 役職 _____ 氏名 _____	申請者と同じ 連絡先電話番号 _____ (_____)	申請者と同じ 参加人員 _____ 人
対象災害	地震災害 (発災対応 予知対応型) 風水害 (土砂災害 洪水・浸水)		
訓練内容	裏面の訓練メニューの _____ にレ印(チェック)を付けてください。		
職員の 派遣	消防職員 避難所担当職員	生活福祉課職員(災害時要援護者支援訓練) 地区連合自主防災組織、避難所単位の訓練に派遣が可能	
その他	資機材の借用 研修会 その他 (_____)		
使 用 資機材 (数量)	主催者側で準備するもの	市側に準備を要望するもの	
		アルファ化米(箱) ビスケット(箱) 居住区画用テント(張) エアベッド(個) 段ボールベッド(個) 間仕切りシステム(式) 水 消 火 器(個) 煙体験ハウス(式) 心肺蘇生人形(式) 起 震 車() その他(資機材名等を下欄に記入) (_____)	
その他要望する事項について記載してください。			

- 注1 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
 2 訓練実施項目の該当する _____ にレ印を付けてください。
 3 裏面の訓練内容の実施する項目に印を付けてください。(_____ にレ印)
 4 訓練計画書がある場合は添付してください。
 5 訓練指導責任者が決まりましたら、詳細について調整させていただきます。
 6 市が貸出し等を行う資機材等は、他の訓練への貸出しの状況等により訓練予定日に希望数量の確保ができない場合がございますので、ご承知おきください。
 7 車いすの貸出しは、社会福祉協議会各区ボランティアセンターにお問い合わせください。
 (緑区 : 042-775-1761 中央区 : 042-786-6181 南区 : 042-765-7085)

受付	年 月 日	所属	職・氏名
訓練指導責任者(所属/職・氏名)		/ _____	
備考等			
消防団(分団 部) 依頼(月 日 担当・ _____)			
予定表入力済 共通掲示板予定表入力済 予約管理実施状況入力済 防災訓練実施状況入力済			
警備課予定表入力済			

単位自主防災組織・地域団体等による訓練

地区連合自主防災組織による訓練

情報収集・伝達	情報収集・伝達訓練を実施 119番通報（実際に119番を回す） 通報装置等による模擬通報訓練
初期消火	訓練用水消火器使用による消火訓練 消火器以外の方法による消火訓練（水バケツ・三角バケツ・その他）
救出・救護	三角布による止血法、固定方法 心肺蘇生法（AED取扱い訓練含む） 応急担架による搬送方法 機材等を活用した救出訓練
避難誘導	安否確認 避難場所への誘導（避難場所） 避難者の安全確保、安全確認、人員確認
災害時要援護者支援 給食・給水	避難所単位による訓練項目と同様（ 炊き出し訓練 食料、飲料水等の供出
孤立対策	通信訓練 発電機、救助工具セット、チェーンソーを活用した訓練
市街地火災延焼シミュレーションによる地域特性の把握 起震車による震度体験 煙体験ハウスによる煙中訓練 その他（具体的に	）

単位自主防災組織単位での災害時要援護者支援訓練の実施について、内容の相談や確認がある場合は、生活福祉課（042-851-3170）へお問合せください。

避難所単位による訓練

避難所運営協議会等の設置	
避難所誘導	安否確認 避難所への誘導及び安全確保
避難所運営	避難者名簿の作成及び災害時要援護者や負傷者リストの作成 災害情報等の収集・伝達 避難者等への情報伝達 現地対策班との情報交換 作業班の編成 施設の安全確認 居住区画の設定 使用不可能施設の調査と使用不可能施設の表示 備蓄品の確認搬出等 活動場所の確保 （会議室、物資等保管場所、ゴミ集積場、炊き出し場所、給水場所） 仮設トイレの設置 炊き出し訓練 ろ水機による生活水の確保
災害時要援護者支援	災害時要援護者に配慮した居住場所の確保 肢体障害者支援訓練 視覚障害者支援訓練 聴覚障害者支援訓練
市街地火災延焼シミュレーションによる地域特性の把握 起震車による震度体験 煙体験ハウスによる煙中訓練 その他（具体的に	）